

株式会社青森製作所及び和歌山精器株式会社 に対する支援決定について

平成16年3月10日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定（以下単に「支援決定」という。）を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社青森製作所
和歌山精器株式会社

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社りそな銀行

3. 主務大臣及び事業所管大臣の意見

意見なし

4. 買取申込み等期間： 平成16年3月10日から

平成16年3月30日まで（機構必着）

5. 一時停止要請

対象事業者につき、いずれも平成16年3月10日、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がなされていることを勘案し、法第24条第1項に基づく一時停止の要請は行いません。

6. 事業再生計画の概要及び支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、いずれも、平成16年1月28日に機構が行った支援決定の対象事業者である株式会社金門製作所等の関係会社であり、株式会社金門製作所等と一体としての再生を企図しております。

したがって、対象事業者の事業再生計画の概要及び支援決定についての機構の考え方については、株式会社金門製作所等に対する支援決定におけるものをご参照ください。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437